

令和元年度第2回 横浜市本場水産物部・鳥卵部市場取引委員会

-次 第-

日 時：令和元年7月17日（水）10時00分

会 場：横浜市中心卸売市場本場

市場センタービル3階研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 横浜市中心卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについて

(2) その他

4 閉 会

【資 料】

資料1 委員名簿

資料2 座席表

資料3 横浜市中心卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについて

(参考資料)

・前回（令和元年6月10日開催）資料、議事録

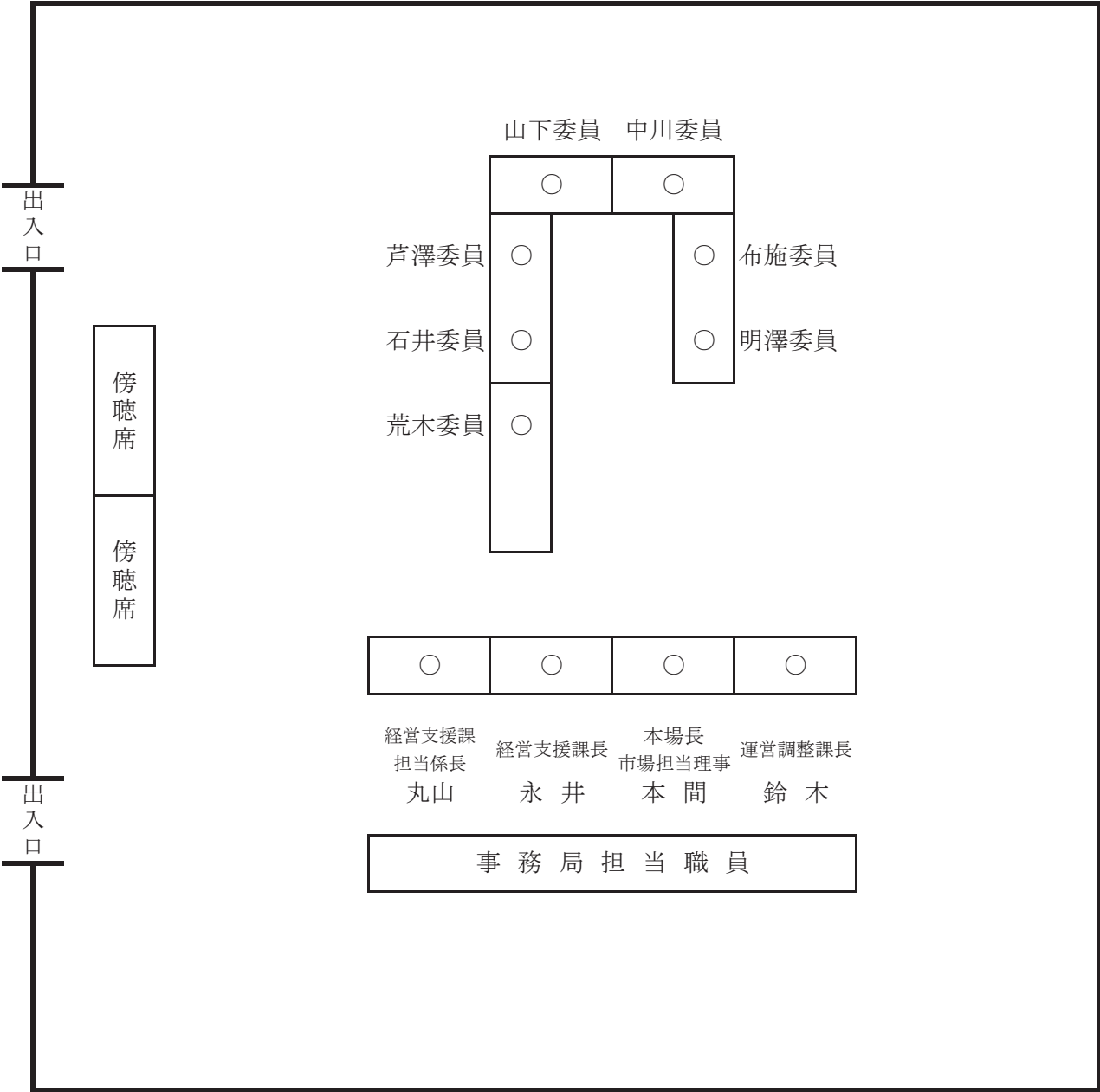
横浜市本場水産物部・鳥卵部市場取引委員会名簿

	氏 名	役 職 名
会 長	中川 雄二	東京海洋大学学術研究院教授
副会長	山下 東子	大東文化大学経済学部教授
委 員	芦澤 豊	横浜丸魚株式会社 代表取締役社長
委 員	石井 良輔	横浜魚類株式会社 代表取締役社長
委 員	荒木 敏行	横浜食鳥鶏卵株式会社 代表取締役
委 員	布施 是清	横浜魚市場卸協同組合 理事長
委 員	明澤 重明	横浜水産物商業協同組合 理事長

(敬称略・順不同)

会場:本場3階研修室

令和元年度 第2回横浜市本場水産物部・鳥卵部市場取引委員会 座席表



横浜市中心卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについての意見

横浜魚市場卸協同組合

6月10日開催の横浜市本場水産物部・鳥卵部市場取引委員会に提示された見直し方針に対して、下記の賛否及び意見を表明します。

項目	横浜市の見直し方針	横浜魚市場卸協同組合の賛否及び意見
第三者販売の禁止	卸売業者の販売先は、現在の仲卸業者、売買参加者の他、卸売業者から取引予定者として事前に報告があった者とする。	<u>報告制には反対。事前届出制とすべき。</u> 【理由】 原則禁止であった第三者販売が原則自由となると、これまでの第三者販売とは全く異なる新たな取引相手、取引方法が発生しうる。制度化される取引予定者は、セリには参加しなくとも、卸売場で午前0時から相対買受けもできる訳で、市場の秩序や取引ルール遵守のため、事前届出による一定の開設者の関与は必要である。
商物一致の原則	卸売業者は、市場において基幹的な役割を担っていることから、場内取引に十分配慮した上で、市場外にある物品の卸売をすることができる。	<u>商物一致原則の撤廃には反対。</u> 【理由】 卸売市場の基本的役割である品揃え、評価、分荷機能の確保の点から、商物一致原則は維持することが必要。そのうえで、流通の実態に即した例外規定を追加すればよい。
市場外販売の禁止	法律の禁止規定が削除されたため、条例の禁止規定も削除する。	<u>市場外販売の原則禁止の撤廃には反対。</u> 【理由】 卸売市場の基本的機能及び卸・仲卸・小売の役割分担の観点から、開設者の許可を受けて公設卸売市場で卸売業務に携わる者の市場外での販売行為は、一定の制限があつて然るべきである。

横浜市中心卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについて

1 第三者販売の禁止

(1) 前回議論の要点

- ・提示内容で使用している用語が「届出」から「報告」に変わっているが「届出」とすべき。
- ・提出された内容について審査等を行うことは考えていない。「届出」だとそれらを行い規制を強化するイメージがあるため「報告」とした。
- ・どちらが良いか、横浜市の法制担当に確認する。

(2) 総務局法制課見解

ア 用語の使い分けについて

報告という用語は、あったことを知らせるという意味合いに近く、事前の報告というのは違和感がある。事前という趣旨を明確にするのであれば届出の方が良い。

イ 届出の意味について

届出の場合、受理者は届出要件の具備審査のみとなる。(必要書類が揃っているか、必要事項の記載漏れがないか、等、について確認。)

(3) 修正案

前回提示内容	修正案
卸売業者の卸売先は、現在の仲卸業者、売買参加者の他、卸売業者から取引予定者として事前に 報告 があった者とする。	卸売業者の卸売先は、現在の仲卸業者、売買参加者の他、卸売業者から取引予定者として事前に 届出 があった者とする。

2 商物一致の原則

(1) 前回議論の要点

- ・十分に配慮という表現は不十分。開設者は場内の物量についてきちんと把握をするべき。
- ・場内、場外の物量については把握していく。
- ・取引機会が確保される表現を入れてもらい了承とする。

(2) 修正案

前回提示内容	修正案
卸売業者は、市場において基幹的な役割を担っていることから、 <u>場内取引に十分配慮</u> <u>_____</u> <u>_____</u> した上で、市場外にある物品の卸売をすることができる。	卸売業者は、市場において基幹的な役割を担っていることから、 <u>公平・公正な取引機会が確保されるよう十分な場内物量の確保を</u> <u>_____</u> した上で、市場外にある物品の卸売をすることができる。

横浜市中央卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについて

取引参加者が遵守すべき事項(引き続き維持される規制)		開設者の対応
差別的取り扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取り扱いをしないこと。	開設者は、遵守事項を取引参加者(卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者)に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができる。
受託拒否の禁止	卸売業者は、その取扱ひ品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。	

項目(削除された規制)					
	現行条例内容	前回提示した検討の方向性 (主に議論されたもの)	議論の概要	前回の議論を踏まえ行った ヒアリングによる意見	見直し方針
第三者販売の禁止	卸売業者は、原則として仲卸業者、売買参加者以外への卸売はできない。(残品等を除く) 仲卸業者となるには開設者の許可、売買参加者となるには開設者の承認が必要。 災害時は開設者が売買取引に関して指示を行うことができる。	<ul style="list-style-type: none"> 買受可能者は、原則として卸売業者との取引契約締結者、代金決済機構参加者とし、卸売業者は契約相手を開設者に届出る。 販売先開拓等のために、継続的な卸売が未定の事業者への卸売や、残品等についての臨時の卸売など、例外として臨時の取引を行った場合は、開設者に取引結果を報告する。 せりに参加できる者の承認制度を導入する。 	<p>①事前届出、情報公開について</p> <ul style="list-style-type: none"> これからは、すべて事前届とし、すべて買受可能者になればよい。提示された案では「お試し」「スポット」で、取引可能者でない者が買えるという新たな第三者を作ろうとしている。 オープンにし、どこにどの程度荷が流れているのかわかれば、納得できるが、わからない状態で流れるのは良くない。見えないところで取引されることは、仲卸としては賛成しない。 第三者販売という例外が許される残品処理というのがあったので、それはあり得るだろうが、継続的に残品処理というのはよくない。 <p>②子会社等を経由させることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> スポットで売るのはいけないということであれば、例えば買参人の人に言って買うとかではどうか。 <p>③災害時対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害等の緊急時という項目があってもいいのでは。そういう時に与信だなんだと言っている場合ではない。市民に供給するべき。横浜だけでなく隣の市へも。 	<p>【卸】</p> <ul style="list-style-type: none"> すべて掛け売りのため何らかの与信はする。 まったく初めての相手に当日売ることはない。 オープンにするのは良いが事前届出にあたっては負担が増えることのないようしていただきたい。 <p>【仲卸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本スタンスは第三者販売は反対。 皆が欲しがらる品が第三者に、残りが仲卸に、ということがないよう、確認したい。 卸が自分たちの顧客に売っていないか確認したい。 <p>【卸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 買参・子会社を通すのは、相手からすれば仕入先が変わるわけで簡単な話ではない。 <p>【全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時対応の規定を設けることは異論なし。 	<p>卸売業者の卸売先は、現在の仲卸業者、売買参加者の他、卸売業者から取引予定者として事前に報告があった者とする。←①</p> <p>災害等の対応は現行内容を維持する。←③</p> <p>・せりに参加できる者の承認制度を導入する。</p>

項目(削除された規制)					
	現行条例内容	前回提示した検討の方向性 (主に議論されたもの)	議論の概要	前回の議論を踏まえ行った ヒアリングによる意見	見直し方針
商 物 一 致 の 原 則	卸売業者は、原則として市場外にある物品を卸売してはならない。 ただし、開設者又は農林水産大臣が指定した保管場所を経由した取引、開設者の承認を受けて電子商取引による卸売をすることができる。	・自由化するが、卸売の数量、金額はすべて開設者に報告し、これに基づき使用料を賦課する。	①商物分離の概念について ・食品流通の分野で商物分離といえば、電子化とかeコマースとか、受発注システムの導入とかいう話がセットで出てくる。そういう議論をしないで、今のありようを商物分離といっても無理がある。ここで議論しているのはレベルが違う気がする。商物分離というのをどう考えているのかということ卸、仲卸にもう一度ヒアリングしてほしい。 ②市場内への荷の確保について ・できるだけ市場に荷が集まる構造にするべき。卸売業者の物流全体が見えないとわからない。 ③情報公開について ・原則は商物一致の維持だが、そこから例外規定を設け、ルール作りをしていこうという立場。例外部分の「見える化」を。 ④市場を経由しない荷の市場使用料について ・これまで兼業として取り扱っていた売上高に市場使用料が付加されることとなり、経費増となる。 ・商物一致なら市場を使うので使用料を取れるが、電子取引になれば市場を使わないのだから、使用料をとるのは理由がなくなるのではないかと。取るなら合理的理由が必要となる。	【全】 ・商物分離の概念は、「今まで市場の原則であった『商物一致』ではない物流」という意味合いでとらえてよい。 【卸】 ・場内で売れるものは場内を優先する。 ・加工用原材料など市場に入れる必要のないものはコスト削減の観点から直送することが合理的。 【売買参加者】 ・危惧するのは規制がなくなった結果荷が入らなくなること。 【卸】 ・情報を出すことは可能。 【仲卸】 原則商物一致としておかないとチェックの理由が立たないのではないかと。 【開設者】 ・「横浜市中央卸売市場」の卸売業者として取引をしていることから、売上高割使用料を徴収させていただきたいという考え。	卸売業者は、市場において基幹的な役割を担っていることから、場内取引に十分配慮した上で、市場外にある物品の卸売をすることができる。 ←② ただし、開設者に対して市場外にある物品の卸売の毎月の実績を報告し、売上高割使用料を支払わなければならない。←③④
直 荷 引 き の 禁 止	仲卸業者は、所属する部の卸売業者以外から仕入れてはならない。ただし、卸売業者が集荷することが困難な物品として、開設者の許可を受けた場合は、当該卸売業者以外から仕入れることができる。 ただし、開設者に対し売上高割使用料を支払わなければならない。	・自由化するが、仕入額を開設者に報告する義務を課すとともに、その取引額(仕入額割)に基づき使用料を賦課する。 ・仲卸業者の直荷引きは買付のみとする。 (48条第1項の規定を維持)	①荷揃えについて ・卸から買うのが前提だが、ない荷は引くしかない。 ②実態の把握について ・市場使用料の支払いは不公平がないようにするべきで、開設者もしっかり把握してほしい。 ・直荷の仕入先も直送とセットでオープンにさせていただきたい。	【卸】 ・仕入先が分かれば持ってくることもあり得る。 【仲卸】 ・仕入先の公表は問題ない。	仲卸業者は、市場内の卸売業者からの仕入を基本とするが、所属する部の卸売業者以外から仕入れることもできる。←① ただし、買付のみとし、開設者に対し仕入高割使用料を支払わなければならない。←②
セ リ 物 品	販売方法を3つに区分し、1号を「販売予定数量のすべてをせり売りする物品」、2号を「販売予定数量のうち一定の数量若しくは一定の割合をせり売りする物品」、3号を「いずれの販売方法でも差し支えない物品」に区分している。	・1号と2号を統合し、2区分とする	・異論無し	-	1号と2号を統合し「販売予定数量のすべて、若しくは一定の数量または一定の割合をせり売りする物品」とそれ以外の2区分とする。せりに参加できる者の承認制度を導入する。
部 類 及 び 取 扱 品 目	本場には、青果部、水産物部、鳥卵部を、食肉市場には食肉部を設置する。 取扱品目は青果部では「青果物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品」、水産物部では「水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品」と、限定列挙している。	・部の制度は維持。基本取引品目は変更せず。 ・全ての部で、アルコール飲料以外の飲料の取り扱いを可とする(医薬部外品は除く) ・全ての部で、加工食料品は全て可とする。 ・花きの取扱いについては今後検討する。	部の維持、取扱品目の拡大について ・基本的には良い。 ・関連事業者の立場も考えないといけない。	【関連】 現在関連事業者が取り扱っている品物との重複はない方がよい。詳細は今後詰めさせてほしい。 【卸】 ・花については食品とは適合する農薬が違うので、同じ売場にあって風で農薬が飛んで付着した場合に困る。	改正卸売市場法では「部」の規定が削除されたが、改正条例では「部」の規定を存続させる。 水産物部の取扱品目を拡大し、その他の食料品を「加工食料品」「飲料(アルコール飲料を除く)」とする。 花きは取扱品目とはしない。

※ 前回提示しなかった項目

項目(削除された規制)		
	現行条例内容	見直し方針
自己買受の禁止	卸売業者の受託品の買い取り及び同一市場の同一の部の卸売業者からの買受を禁止する。	法律の禁止規定が削除されたため、条例の禁止規定も削除する。
市場外販売の禁止	卸売業者及び仲卸業者は、市長の承認を受けなければ、市場外の開設区域内で取扱物品の販売を行ってはならない。	法律の禁止規定が削除されたため、条例の禁止規定も削除する。
決済条件	卸売業者は、受託物品売買仕切り金を取引の翌日に支払わなければならない。また、仲卸業者や売買参加者は、卸売業者に対しその代金を買受けた日に支払わなければならない。ただし、支払いに関する特約を締結した場合はその限りではない。	現行規定を維持する。

議 事

【開会】

市場担当理事から開会にあたってのあいさつ。

【議題1：横浜市中央卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについて】

改正卸売市場法により引き続き維持される規制及び削除された規制について、資料3により事務局から見直し方針を説明。

＝質疑等＝

<第三者販売の禁止について>

布施委員： 資料に記載されているヒアリング意見部分は、水産物部と青果部の内容が含まれているということだが、私（仲卸）は第三者販売に反対と言い切ったつもりはない。また、卸が自分たちの顧客に売っていないか確認したいという内容についても同様。これらの内容は青果部から出たものか。

事務局： そうだ。

布施委員： 議論の概要部分についても水産物部と青果部の内容が含まれているか。

事務局： そうだ。

布施委員： 子会社等を経由させることについて記載があるが、これも青果部の意見か。

事務局： 山下委員から出た意見である。

布施委員： 私が発言したのは、誰に販売したかが分からないような第三者販売を無くし、見える化すべきという趣旨である。基本的には現在行っている第三者販売がダメというわけではなく、売り上げを多くするという意味で自由化には賛成ということを発言した。

事務局： 了解した。

芦澤委員： 市場法改正の根本を踏まえて検討すべき。元々は市場経由率が下がってきていることから市場廃止論が出てきたが、最終的にはどうしたら市場を活性化できるかという方向になった。今後、従来通りのやり方では従来の取扱量となってしまうため、横浜市場としてどう活性化できるかを考えた上で改正の議論を行うべき。また、従来やり方では事務作業が多かったため、卸としては簡素化したいと考えている。働き方改革が行われている中で、事務作業が複雑になったり、追加されたりすることは逆行することになるので、その点も踏まえて考えていく必要があると思う。

布施委員： 見直し方針に事前報告と記載されているが、前回までは事前届出になっていたと思う。この部分に変更された考え方は何か。今度の取引予定者については報告するだけで良いというのは違うと思うし、市場内で取引を行うのであれば、しっかり届出をしてもらう必要があるのではないかと。最低限、暴力団関係者ではないこと、与信があることなどはチェックすべきだと思う。卸から報告があれば認めるということでは、何かあった時に卸売業者の責任ということになり、開設者として不適当ではないか。

事務局： 届出は事前の基準を設ける必要がある。また、調べたところによると、何らかの法的効果を伴うことを狙って届出という行為を行うというのが法学的な意味合いであると書いてあった。現在も第三者販売を行うにあたっては、取引の相手方について開設者で判断を行っていない。暴力団関係者等の相応しくない相手であれば別だが、取引に際しては、卸売業者が与信を設定しており、その判断を尊重している。ただし、開設者として取引の

相手先を把握するため、事前に報告をもらい、仲卸にも開示していくという趣旨で報告という表現にしている。

中川会長： これまでは届出という表現にしていたのか。

事務局： そうだ。

中川会長： 布施委員から出た公正な競争が損なわれるという懸念について、今後事前報告という形で明記されることで、取引の相手先に対する卸売業者の責任が明確化される点についてはいかがか。

芦澤委員： 従来から第三者販売については卸売業者の責任で行ってきたのが実態である。相手先の信用調査を行い、与信枠を設定した上で取引を行ってきたので、この点については卸売業者がリスクを負うしかないと考えている。

布施委員： 私が発言したのは、開設者が市場の取引予定者を認定することについてである。卸売業者が担保するから良いということではないと思う。仲卸・売参・取引可能者については、ある程度の立場にある相手を認定するのが開設者の責務ではないか。

中川会長： 今までの第三者販売については規制がかかっていたのか。

事務局： 第三者の相手方について規制はかかっていない。

中川会長： 布施委員の懸念についてはどうか。

事務局： 卸売業者の取引相手について、全て認定する必要はないと考えている。仲卸・売買参加者については承認制度とし、せりについても現行どおり参加資格があるかどうか審査する必要があるが、それ以外の取引相手については認定する必要はないと考えている。

中川会長： 規制緩和の流れの中で届出から報告という文言に変わったのか。

事務局： そうではない。今回自由化されたことで取引相手となる者について卸売業者から報告をもらうという意味であるため、あくまでも今回の法改正をベースにした考え方である。

中川会長： 法律用語で言えば、届出というのは法的な拘束・バックグラウンドがついた言葉になってしまうが、それが報告という言葉に変わったということ自体で法的な拘束・バックグラウンドがなくなり、今までも実態としてやってきているが、卸売業者の裁量に基づきこういう人だということを報告制という制度の枠組みの中に捉え直した。つまり、法的な規制という意味合いを表現の中で無くしたということではないのか。

事務局： そうだ。

芦澤委員： 現在市場法の中では残品転送や市場間転送が認められているが、届出は行っていない。市が相手先について判断しているわけではなく、卸売業者の判断で販売しているのが実態である。そのため、今後届出ということになると前進ではなく後退ということになる。

布施委員： 第三者販売という取引は本来なく、元々は残品の恐れや緊急避難的な意味合いで存在していた。我々は仲卸・売参以外の相手先に販売していくことについて反対はしていない。ただ、これまでの第三者販売は誰に販売したかが分からず、本来の基準から逸脱した例外販売が増えている。そのため、相手先を取引参加者として認めて販売していこうという話である。届出も報告も手続き上はそれほど変わらないと思うが、何故できないのか。

芦澤委員： 届出をするということは、市が承認しないと卸売業者は販売できないということである。卸売業者が届出をした際に、市の判断でYES・NOが出てくるかどうかによって、届出と報告の違いが出てくると思うが、行政はどういう認識か。

事務局： 届出という表現が適切ではなかったかもしれない。今回市としてのスタンスを変えたわけではなく、より分かりやすい表現にしたつもりだった。市が何かするというわけで

はなく、卸売業者から取引先の報告をもらい、それを仲卸等に開示させてもらうつもりである。そのため、前回から文言は変更されているが、趣旨が変わったわけではなく、市としての方向性も変わっていない。

芦澤委員： 届出でも報告でも一緒であれば、表現は届出でも良いのではないか。

事務局： 別の機会に説明を行っていた際、届出という表現は何らかの判断を伴うというニュアンスで受け取られたため、報告という文言に変更させていただいた。

布施委員： 届出とはこういう内容と規定すれば良いのではないか。

事務局： いずれにしても一定の基準を設けてチェックするつもりはない。

石井委員： 届出という表現になると規制になると思う。今回の法改正は市場を活性化させることが趣旨であるため、規制を取らなければ意味がないのではないか。

布施委員： 文言のイメージはそれぞれあると思うが、誰でも届出できるのであれば規制ではない。

石井委員： それであれば報告という表現でも問題ないのではないか。

布施委員： この人達は市場と取引出来るということをリストに挙げれば良い。

事務局： 届出であれ報告であれ、情報として集約した内容はお示ししていく。

芦澤委員： その点をオープンにすることは問題ない。

布施委員： 私が言っているのは、当初届出と説明していたのに、何故報告という表現に変わったかということ。

中川会長： 開設者の考えとしては、届出という表現では規制が残っているように見えてしまうため、実態を踏まえた表現に切り替えたということか。

事務局： そうだ。

中川会長： 届出となると、その先に許可・認可といったことがついてくるが、開設者としては規制していないということを明確にしたいという意図だと思う。布施委員いかがか。

布施委員： 今までの第三者販売というのはブラックボックスだった。それを明らかにして公表していこうという話。きちんと手を挙げれば取引に参加できるのだから、届出でやって欲しい。意識的に誰でもできるということではないと思う。

芦澤委員： 卸売業者は3～4年に1回農水省の検査があり、毎年開設者の業務検査も受けている。従来の第三者販売については市場法の但し書きに沿った形で行っており、もしそれ以外の第三者販売を行った場合はそこで指摘されている。そのため、これまでも認められている範囲の中で第三者販売を行ってきたということは認識していただきたい。

中川会長： 良い物が第三者に行き、悪い物が仲卸に行くというような懸念はこの市場にもあると思う。そうしたことが起きないように公平な取引を行うために、第三者が誰であるかを明確に宣言するというニュアンスで報告という言葉に変わったと好意的に受け止めていただければと思うがどうか。

布施委員： 報告が変わる意味が良く理解できない。届出の意味をきちんと限定すれば良い。

中川会長： 布施委員は届出という表現を堅持し、開設者に責任があることを明確にすべきという考え。開設者としては法改正の趣旨に沿ってそのようなことはやらないということか。

事務局： これまでもしてこなかったという考えなので、規制を強くするような言葉ではなく、適切な言葉にさせていただいたということ。

布施委員： 卸売業者が担保していれば、届出が却下されることはまずあり得ない。そのため、限りなく広く機会が開かれているので、規制緩和を阻害するものではないと思う。開設者として第三者販売は関係ないというように聞こえてしまう。今後は農水が監査を行わなくなり、開設者の能力・姿勢が問われるので、しっかりと市場を運営して公平・公正な取引を行うこと、規制緩和をして色々な人に取引に参加してもらうことを明確にすれば問題ない。

荒木委員： 条例を作る際に文言を決める部署があれば、どちらの表現が適切か確認した方が良い。言葉の問題が多いと思うので。

事務局： 条例を作る際には法制課という部署に相談し、文言を調整することになる。

芦澤委員： 内容についてはこちらも了承しているので、後は文言の部分だけだと思う。

事務局： この後、確認させていただく。

中川会長： 国としては規制緩和をしなければいけないので、規制を匂わせる表現は避けたいという趣旨だと思うが、布施委員の言う取引機会・品揃えがきちんと保証されているという制度の維持も根幹にあるので、一番条例に落ち着く表現を事務局に検討してもらうという事で良いか。

布施委員： 法制課がどのような部署か分からないが、卸売市場全体の概念・考え方が伝わるのか疑問。いずれにしても、私としては届出ということで考えてもらいたいと思っている。

中川会長： この間の議論や法改正の趣旨を伝えた上で相談してもらうということで一度事務局に投げるが、次の委員会は開かれる予定か。

事務局： 調整事項が発生すれば開催させていただく。

中川会長： 調整した結果、こういう表現になるということを委員に回覧してもらい、意見を伺った上で、必要があれば委員会を開催するか検討するという事でいいか。

一 同： 異議なし

中川会長： その他に何かあるか。

布施委員： 見直し方針に記載されている、せりに参加できる者の承認制度を導入するという部分については、これまでの第三者販売の人達がせりに参加できるということか。

事務局： 承認制度で承認された方とせりに参加できる方に対して、せり参加制度として承認制を導入したいという考え。

布施委員： せり参加者は従来の仲卸・売買参加者でそこは変更しないでやっつけようということではないのか。

事務局： それが前提である。

石井委員： 前提ということは第三者も承認すればせりに参加できるということか。

事務局： そうだ。そのため承認基準を設ける必要がある。

布施委員： 今までは、新しく取引可能になる者についてせりは考えないと説明していた。そのため、せりに参加するのであれば売参になるか仲卸になるかという話だったが、それが変わるということか。

事務局： これから具体的に検討するが、基準の設定によっては有り得るかもしれない。

芦澤委員： 基準というのはハードルを下げるなどの意味か。

事務局： そうだ。

布施委員： これまでの議論からすれば、このせりに参加できる者の承認制度を導入するという部分については削除だと思う。

中川会長： 皆さんの議論を整理すると、この承認制度を導入することで、仲卸と売買参加者以外に第三者という枠組みの人達がせりに参加する可能性があるのも、その点について開設者としてどう制度設計を考えているかということだと思う。また、先ほどの話ともセットになるが、通常は届出と承認は対になるものだと思う。第三者販売については報告で、せりについては承認ということだと、第三者に対してせりの参加機会を開くという意味で可能性のある制度をここに盛り込んだのかという懸念だと思う。

事務局： 基準についてはこれから検討していくことになるが、現段階では仲卸・売買参加者は問題なくせりに参加していただけたらと考えている。

芦澤委員： 従来の話の流れからすると、売参というのはある程度残していくが、その基準はもう少し下げた方がよいのではないかということだったと思う。第三者で売参の資格を取りたい人は、市に申請を出して許可を得た時点で売買参加者としての資格を得られる。そうすればせりに参加できるが、現状の売参の資格を得る基準があまりにも高すぎるのでハードルを下げようという話だったはずだ。

布施委員： 第三者がせりに参加できる承認制度を導入するという方針だが、条例に盛り込まなくても、市場内のルールで行えばよいのではないか。

事務局： 何で規定するかは分からない。今でも売買参加者の資格は要綱に盛り込まれている。ここでは大きな方向性として、せり参加資格については承認制としたいということである。

布施委員： 今までの説明と違っている。

事務局： 今まで売買参加者と呼ばれていた方が、今後せり参加者になるというイメージで考えていただければと思う。せりに参加できるのは現在の仲卸、現在でいうと売買参加者、この他に現在でも新たに売参として申請して開設者が承認している方はいるので、その大枠は現在と変わらない。

荒木委員： 未来は売買参加者という言葉がなくなるイメージ。現状、売買参加者として登録されている方と、未来に登録される方ということだと思う。

事務局： 現状、改正法上の議論の中では売買参加者という言葉を使っていない。仲卸と買受可能者という概念で説明している。

布施委員： 売参は位置づけないということか。

事務局： 単語として使用するかは置いておいて、改正法上の議論の中で売買参加者という単語を位置づけるという話はしていない。現在の仲卸・売買参加者を含めて買受可能者としている。

芦澤委員： 第三者は買受可能者ではないのか。

事務局： それと見直し方針に記載している取引予定者とを併せて表現している。

石井委員： 取引予定者と買受可能者の違いは何か。

事務局： 買受可能者は現在の仲卸・売買参加者も含めた広い位置づけである。

布施委員： 卸売業者が届出・報告をする相手は何と呼ぶのか。

事務局： 今は取引予定者という表現をしている。

布施委員： 取引をしているのであれば、取引予定者という名称はおかしい。

事務局： 事前に報告をいただく場合を想定してそのように表現している。

布施委員： 申請をした後は何と呼ぶのか。

事務局： 現状では買受可能者としている。

石井委員： 現在の仲卸・売参と一緒に分りにくい。

事務局： 文言の整理は今後させていただく。

中川会長： 市場法の文言と対照性をもった文言に統一してもらうことが必要だと思う。

芦澤委員： その部分を変えなければいけないのか。

事務局： 現状の売買参加者という単語と、改正市場法の売買参加者という概念がずれているので、両方で売買参加者と言ってしまうと非常に紛らわしいということで記載の表現にしている。

芦澤委員： ずれというのはどのような内容か。

事務局： 改正市場法の売買参加者は、今でいう第三者も含めたものである。

中川会長： 参考資料に改正市場法が記載されているが、今話していたのは第4条に規定されている取引参加者のことか。

事務局： そうだ。

中川会長： 我々もよく売買参加者と言っているが、法律上は取引参加者というのが正式名称になる。その取引参加者の中に、現在、便宜上第三者と呼ばれている人達が入る可能性があるが、それについて承認するかどうかがポイントだと思う。

事務局： せりに参加するという前提で承認するということである。

石井委員： 現在の売買参加者じゃないと承認しないという意味か。

事務局： 現状の売買参加者のイメージだが、実際の基準の高さについてはまだ決めていない。

石井委員： 今の段階で、現在の第三者、今後新たな取引者となる人達をせりに参加させるつもりがあるかどうか。

中川会長： 皆さんの認識では、現在の仲卸・売買参加者であれば現行制度をそのまま使用しても問題ないということだが、そこに承認制度を導入するというのであれば、どのような相手を想定しているのかという懸念が出てくるということだと思う。ただ、開設者としてはあくまで仲卸・売買参加者をイメージしているということで受け止めて良いか。

事務局： 現時点ではそうである。

荒木委員： 3段階あると思う。仲卸・せりに参加できる取引参加者・せりに参加できない取引参加者。

中川会長： 改正市場法ではその点について定義していない。

芦澤委員： せり参加は承認の対象だと思う。申請と承認である。

事務局： 承認制度として導入するというのはそういう意味である。

中川会長： 現在のせり制度を見直し方針の表現にして、その他+αについては未来の話で状況がどうなるか分からないのでここで議論すべき話ではないと思う。将来的にはせり取引が

無くなるかもしれない。そのため、今回は従来のせり参加者について、明確に承認制度という形で定義したものだという認識で良いか。

事務局： 良い。

中川会長： 今回の事務局の説明からすると、現在の仲卸・売買参加者に限ってせり取引に参加できるという承認をする制度で、見直し方針に記載されている表現にしたいということが良いか。

布施委員： 何故ここで唐突にせりの話が出てきたかが分からない。今後の条例改正の中で売参と仲卸をどのように規定していくのか。業として仲卸を認めるのか、施設利用者として認定するのかの方針を出さないと議論できない。我々としては、今まで話してきたとおり、仲卸・売参はせりを行う、その他の新しく取引に参加する者はせりには参加しないという認識だけ確認しておけば良いと思う。

中川委員： この話は青果から出たのか。

事務局： 元々、我々から提案していた内容である。前回の資料にも記載している。

中川委員： その点まで十分に辿り着いていなかったかもしれない。現行の仲卸・売買参加者という2つの参加主体について、今後せりに参加できる者として承認するという制度を導入したいということか。

芦澤委員： 基本的には従来の仲卸・売買参加者の承認と同じ形でやっていくということ。仮に第三者がせりに参加したいということであれば、従来の売参と同じような申請をして、承認を得るということで良いのではないか。

布施委員： 具体的には売参になるということか。

事務局： そうだ。ただし、売参という言葉を使うかどうかは分からない。

中川会長： 通称と法律上の定義とでずれがあるが、趣旨をご理解いただきたい。この内容を条例案に盛り込みたいということだと思うが、現状の条例には入っているか。

事務局： 売買参加者ということで具体的な基準ではないが規定はある。

中川会長： これを、せりに参加できる者の承認制度として再度位置づけし直すということが良いか。

事務局： 良い。

中川会長： 趣旨をご理解いただいて、この点については承認いただくということが良いか。

一 同： 意義なし。

<商物一致の原則について>

布施委員： 前回会長がおっしゃったように、本来であればeコマースや電子商取引などを踏まえて検討するべきだと思うが、現在の市場はそのような状況になっていない。

中川会長： 皆さんの話を聞いて、ある意味で限られた中での商物分離ということで理解した。ただ、今後の場外取引のことを考えていくと、いずれ市場全体でどう克服していくかは検討課題になると思う。元々何故こういう話が出てきたのかというと、2000年くらいからコールドチェーンが切れるのでこうした商物分離をしなければならないという話があったが、卸売市場に馴染む議論かどうかは問題がある。特に水産物は商品が標準化されておらず、全て特性が違うので見本取引だけで商物分離を行うことは無理だと思う。ただ、そうやって腰が引けているのは仕方がないので、市場に即した形での商物分離のビジネスモデルを作ることができるかは面白い課題になると思う。

石井委員： 豊洲市場は兼業の割合が多いが、兼業なので売上高使用料を払っていない。この点については、以前、他市場の現状がどうなっているか調べてほしいと伝えていると思う。つまり、横浜の市場は他市場と同じなら良いが、原料販売の加工については他市場との戦いになるので、その点については懸念がある。

中川会長： 懸念があるとすると、その先にどういう方向性が考えられるか。

石井委員： 他市場が兼業を認めて売上高使用料を払わないということであれば、横浜市場も同様にして欲しい。そうしないと競争力に欠けてしまう。

布施委員： 率的にはどうか。それで決定的な違いはあるか。

石井委員： ある。原料販売は非常に薄い個選でやっている。1%や0.8%という割合でやるので非常に懸念がある。

布施委員： 色々な見解はあると思うが、基本的には見直し方針に記載されている通り支払うべきだと思う。その上で率の話をするれば良いのではないか。卸売業者同士については競争するしかないと思う。

石井委員： 勿論、競争はするが、根本が違くと競争できない。

布施委員： 開設者の考えでは、卸売業者は市場の中で営業しているのであれば、売り上げに対して使用料を支払うということだが、私もそうすべきだと思うし、兼業についてもこれまでは任意で出来ていたが、今後は一律にすべき。また、見直し方針にある「場内取引に十分配慮」という表現は性善説で、卸売業者がきちんとやっているだろうという前提になっているが、これはいかになものか。開設者が見える化した上できっちり把握すべき。

事務局： 原則自由化したことで市場に荷が集まらなくなるようなことになれば、市場内で取引をしている方に荷が行き届かなくなってしまうので、本来であれば場内・場外の割合を明確に言えれば良いが、実際には難しい。ただ、卸売業者が集荷を担っている以上は、場内販売を考えた上で十分に荷を集めるようにという趣旨でこういう記載の仕方になっている。そのため、場内ではどのくらい、場外ではどのくらいということについて、開設者として把握していきたいと考えている。

中川会長： 取引の総量について、品目別にある程度把握する。そしてそれが場内・場外でどのくらいかといことを把握するということか。

事務局： そうだ。

中川会長： 卸売業者が儲けるために市場外で仕事をすると、市場に荷が集まらなくなる懸念があるが、横浜の卸売業者はそういうことはしないだろうという信頼に基づいた表現になっていると思う。ただ、文言については再度検討しても良いと思う。規制緩和で生まれるビジネスチャンスと市場の存続を上手く調和させることが、今回の落としどころとして求められているということなので、この部分については、取引機会が確保されるような表現を入れてもらうということで見直し方針は了承ということで良いか。

一 同： 異議なし。

<直荷引きの禁止について>

石井委員： 見直し方針には記載がないが、仕入先の公表は行うのか。

事務局： 公表する。

布施委員： 仲卸の直荷引きの仕入先を公表することは問題ないと思う。ただ、追加で申し上げたのは、卸売業者の第三者の取引先についても公表できないかという点である。それぞれパーターで行きましょうという話をした。

中川会長： 透明性のある取引制度を確保するという話であれば、第三者販売も直荷引きも公表ということで問題ないか。

布施委員： 報告はするが、こちらからは使用料を取って、こちらからは使用料を取らないというような不公平はやめてくださいと言っている。

中川会長： 以前から卸売市場でくすぶっている問題だと思うが、公表することによってますますフェアにやらざるを得ない状況になると思う。

芦澤委員： 卸売業者として品ぞろえに至らないという状況があれば、我々も真摯に対応していかないといけない。ただ、実態はそれだけではなく、価格的に安い投げ物を直荷引きしているというケースがあると思うので、果たして仲卸の皆さんがきちんと報告してくれるのか疑問。その根本をどう解決していくかだと思う。

布施委員： 開設者の能力だと思う。今話があったように、公表することで、それなら横浜の市場でも荷を引いてくる事が出来るというようなきっかけになれば良いと思う。

荒木委員： 知り合いに大宮の仲卸が居るが、活魚は火曜・土曜に投げ物が出るので拾って歩いていると話していた。

中川会長： 長く続いてきた問題だと思うので、一気に解決するチャンスかもしれない。また、これに関連して安全管理の問題がある。市場の中には衛生検査所が入って検査しているが、直荷引きした物については検査を回避してしまうケースが出てくるかもしれない。その時に懸念するのは、横浜発で問題が出てしまうと横浜ブランドの名前に傷ついてしまうので、衛生検査所とも連携して気を付けて欲しい。

事務局： 了解した。

中川会長： それでは直荷引きの禁止については、見直し方針のとおりで良いか。

一 同： 異議なし。

<せり物品について>

中川会長： 前回も特に意見はなかったと思うが、せり物品については見直し方針のとおりで良いか。

一 同： 異議なし。

<部類及び取扱品目について>

中川会長： 部を無くしても構わないということは、総合食品卸売市場のようなイメージということか。メトロやコストコなどの一つの大きな建物型倉庫のようなものをイメージしているかもしれないが、実際には難しいと思う。

荒木委員： 取扱品目については罰則規定がない。そのため、何を売っても良いことになる。もし罰則規定がないのであれば、開設者の知っている情報を通知して欲しい。

中川会長： どういう例があるのか。

荒木委員： 我々の取扱品目の本丸である卵を青果部で売っていた。我々は30年程前に青果部の売り場を取り上げられたが、その取扱いは黙認されてきた。このことについて以前農水省に問い合わせたら、罰則規定がないので無理ですと言われた。議事録に残るよう、これだけは発言させてもらおう。

布施委員： 関連事業者にヒアリングを行ったのはどういう意図か。

事務局： 青果部の取引委員会で、関連事業者の立場も考えなければいけないのではないかという意見があったため、ヒアリングを実施した。

布施委員： 青果部の問題意識はどういうことか。

荒木委員： つま物などだと思う。

事務局： 現状、関連事業者は市場の取扱品目以外を取り扱うことになっているが、今後、各部署で飲料及び加工品を取扱品目として定めてしまうと、関連事業者が販売できなくなる可能性がある。

布施委員： 今回の条例改正で関連事業者の位置づけがよく分からないが、関連事業者のボリュームや内容は市場によって異なる。横浜の場合は見劣りしている。4軒ほど空いているし、飲食店も営業しているかどうか分からない店がある。根本的に自由化して活性化を図るべきだと思う。我々が制約ある中で、関連事業者はもっと自由でも良いのではないか。ただ、今回の法改正とは関係ないと思うが。

中川会長： 市場法の中では規定がないが、市の条例の中で区分けをするにあたって意見を聞いたということだと思う。今後は仕入れが総合化していくということか。

事務局： 従来であれば関連事業者の範疇だった品物が、今後は仲卸等でも取り扱えることになる。

中川会長： 他市場でも扱っている実態はあり、品揃えの総合化というのは時代の流れかもしれないが、ここでは従来の秩序を守るものとして関連事業者に配慮した表現にしておくということだと思う。ただ、先ほどの話のように罰則規定はないので、縛るものはないという難しい問題になる。
それでは、部類及び取扱品目については見直し方針のとおりで良いか。

一 同： 異議なし。

<自己買受の禁止・市場外販売の禁止・決済条件について>

布施委員： 市場外販売の禁止について、仲卸・卸売業者は市場内の業務に特化し、本業での小売りは避けるべきというのが我々の考えである。小売とは立場が異なるので、役割分担すべきと思っている。そのため、あえてこの点については反対と発言させていただく。

石井委員： 魚屋が居なくなってしまったので、場外で仲卸に小売をやって欲しいと私は考えている。

布施委員： 卸売業者はやらないか。

石井委員： 卸売業者がやると、不買運動が始まりそうなのでやらない。

中川会長： 川崎では回転寿司をやったりしていたが、買い物客が少なくなっているのでも、川下りをされたのだと受け止めていた。ただ、卸売市場でそれをやると、タコが自分の手足を食べるような状況にならないかという懸念がある。これについては、日本の商取引制度が今後どうなっていくかという根本命題を突き付けられた中で、その場しのぎの対応でここに来たという気もする。

布施委員： 市場外販売の禁止については反対として議事録には載せて欲しい。我々が小売をすることについては賛成。ただ、卸売業者本体でやらないで色々な形で出来るはず。多少の反対はあるかもしれないが、別組織で地域との連携は必要だと思う。原則、卸売に特化すべきということで発言させていただく。

中川会長： 以上で本日の議題は全て終了した。これで見直し方針についての議論は一通り終了したので、今後は答申に向けた作業を進めていくことになる。

事務局： それでは再度こちらで確認する点についてお伝えする。一点目は第三者販売の禁止部分について、見直し方針に記載されている報告という文言を横浜市法制課に確認するという点。二点目は商物一致の原則部分について、場内取引に十分配慮した上でという文言について、もう少し公正な取引機会が確保されるような表現にできないか検討するという点。その他の項目については、見直し方針のとおりということで良いか。

一 同： 異議なし。

事務局： 今回ご指摘のあった箇所については我々の方でも確認させていただき、次回の委員会を開催させていただく方向でお願いできればと考えている。その際には答申をいただけるようにこの間調整させていただくので、引き続き宜しくお願ひしたい。

事務局： なお、今回の取引委員会の議事録については、芦澤委員と荒木委員にお願いする。以上で横浜市本場水産物部・鳥卵部市場取引委員会を終了する。